

承認第 1 号

専決処分事項の承認について

平成 26 年度橋本市一般会計補正予算(第 11 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 27 年 5 月 14 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

平成 26 年度橋本市一般会計補正予算(第 11 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成 27 年 3 月 31 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

平成 26 年度 橋本市一般会計補正予算（第 11 号）

平成 26 年度橋本市の一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 168,056 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27,333,502 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 27 年 3 月 31 日 専決

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		6,906,068	77,782	6,983,850
	1 市 民 税	3,107,488	41,045	3,148,533
	2 固定資産税	2,844,150	32,033	2,876,183
	3 軽自動車税	145,566	2,293	147,859
	4 市たばこ税	413,560	△2,427	411,133
	5 入 湯 税	1,131	△14	1,117
	6 都市計画税	394,173	4,852	399,025
2 地方譲与税		221,000	△926	220,074
	1 地方揮発油譲与税	68,000	△2,103	65,897
	2 自動車重量譲与税	153,000	1,176	154,176
	3 地方道路譲与税	0	1	1
3 利子割交付金		40,000	△11,192	28,808
	1 利子割交付金	40,000	△11,192	28,808
4 配当割交付金		63,000	33,710	96,710
	1 配当割交付金	63,000	33,710	96,710
5 株式等譲渡所得割交付金		6,000	40,215	46,215
	1 株式等譲渡所得割交付金	6,000	40,215	46,215
6 地方消費税交付金		600,000	1,947	601,947
	1 地方消費税交付金	600,000	1,947	601,947
7 ゴルフ場利用税交付金		29,000	328	29,328
	1 ゴルフ場利用税交付金	29,000	328	29,328
8 自動車取得税交付金		31,000	△3,136	27,864
	1 自動車取得税交付金	31,000	△3,136	27,864
10 地方交付税		7,836,923	△3,306	7,833,617
	1 地方交付税	7,836,923	△3,306	7,833,617
11 交通安全対策特別交付金		8,800	△1,799	7,001
	1 交通安全対策特別交付金	8,800	△1,799	7,001
14 国庫支出金		2,837,113	4,642	2,841,755
	3 委 託 金	25,005	4,642	29,647

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 繰入金		1,544,591	△153,621	1,390,970
	2 基金繰入金	1,472,723	△153,621	1,319,102
21 市 債		3,661,249	△152,700	3,508,549
	1 市 債	3,661,249	△152,700	3,508,549
歳 入 合 計		27,501,558	△168,056	27,333,502

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		10,346,373	△136,740	10,209,633
	2 児童福祉費	4,813,606	△136,740	4,676,866
10 教 育 費		2,540,904	△31,316	2,509,588
	5 社会教育費	674,157	△31,316	642,841
歳 出 合 計		27,501,558	△168,056	27,333,502

第2表 繰越明許費補正

(追加)

単位：千円

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 心身障がい者福祉費	障がい者計画及び障がい福祉計画策定事業	3,159
7 商工費	1 商工費	隠れ谷池周辺整備事業	3,793
10 教育費	6 保健体育費	南馬場緑地広場グラウンド整備事業	1,398
合 計			8,350

第3表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
合併特例事業	千円 746,400	証書借入又は証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
社会福祉施設整備事業	359,700			
施設整備事業	449,500			
地域活性化事業	289,400			

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 716,700	証書借入 又 は 証券発行	5.0%・以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができ る。
316,200			
395,200			
264,200			